

社会福祉法人 しがぎん福祉基金 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人は、滋賀県内の社会福祉の充実を目的として次の事業を行う。

- (1) 第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業に対する助成
- (2) 地域福祉に関する実験的、開拓的な企画及び事業に対する助成

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人しがぎん福祉基金という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、事業の質の向上及び透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を滋賀県大津市浜町 1 番 3 8 号に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 7 名
 - (2) 監 事 2 名
2. 理事のうちから理事長及び副理事長各 1 名を選出する。
 3. 理事長のみが、この法人を代表する。
 4. 副理事長は理事長を補佐するものとする。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第 5 条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を

有する。補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

3. 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任及び解任等)

第7条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任及び解任する。なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限る。

(1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき、(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

2. 理事長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員職務及び権限)

第8条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

5. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7. 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬は無報酬とする。

(職員)

第10条 この法人に職員若干名を置くことができる。

2. 職員の任免は、理事長が行う。

第 3 章 理 事 会

(理 事 会)

第11条 理事会はすべての理事をもって構成する。

2. 理事会は、(1)この法人の業務執行の決定、(2)理事の職務の執行の監督、(3)理事長の選定及び解職の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

3. 理事会は、理事長が招集する。

4. 理事長以外の理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。その請求のあった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5. 理事会を招集するものは、理事会の日の1週間前までに、役員全員に対して招集通知を発しなければならない。

6. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

7. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

8. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数により行う。

9. 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示したとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、理事会の決議があったものとみなす。

10. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

11. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

12. 出席した理事長及び監事は、理事会の議事について、法令で定めるところにより議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 1 2 条 この法人に、評議員 8 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 1 3 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 2 名、外部委員 2 名で構成する。
3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営は理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合は、当該者が評議員としての適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
6. 各評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 1 4 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に辞任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、再選されることができる。
4. 評議員は第 1 2 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 1 5 条 評議員の報酬は無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(評議員会)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
3. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
4. 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
5. 評議員会に議長を置く。
6. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
7. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
8. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任、(2) 定款の変更、(3) その他法令で定められた事項
9. 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 7 項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第 5 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
10. 第 7 項及び第 8 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
11. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された評議員 2 名は、評議員会の議事について、法令で定めるところにより議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第 17 条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 決算の貸借対照表及び収支計算書及び財産目録の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 残余財産及び基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産とする。

基本財産であると表示した銀行預金5,271,351円と利付国庫債券
446,904,469円 計452,175,820円

3. その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4. 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとるものとする。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、または、担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、滋賀県知事の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、安全確実を旨とし、有利な資金運用を行わなければならない。

(予 算)

第21条 この法人の予算は、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

(決 算)

第22条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (4) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (5) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類はその内容を報告し、その他の書類は承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務局に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務局に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告、(2) 役員並びに評議員の名簿、(3) 役員並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類、(4) 事業の概要を記載した書類

4. 会計の決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第23条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第24条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第25条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第26条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第27条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意に加え、評議員会の承認を受けた上で、滋賀県知事の認可を受けなければならない。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第28条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滋賀県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第29条 この法人の公告は、社会福祉法人しがぎん福祉基金の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第30条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款にもとづき役員を選任を行うものとする。

理事長 廣野 寛

理 事 井倉 和也

理 事 鎌田昭二郎

理 事 中西 三郎

理 事 村田 昇

理 事 柳原 正典

理 事 谷口五佳夫

監 事 岡崎 英彦

監 事 西川 新造

昭和59年8月 1日 施行

平成27年4月30日 改正

平成28年4月20日 改正

平成29年4月 1日 改正

平成30年5月17日 改正

令和元年5月29日 改正

令和 2年5月22日 改正